

パブリックコメント：ヨシキリザメの留保に伴う措置に対する意見

2023年9月26日提出

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当 御中

「昭和四十一年通商産業省告示第七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)」の一部改正案に対する意見

特定非営利活動法人野生生物保全論研究会 事務局長 鈴木希理恵

該当箇所

留保を付した種を輸入管理の対象外とする措置全般

意見内容

留保を付した種を輸入管理の対象外とすべきではない

理由

1. 留保を付していない国との取引においては、輸出国の輸出許可書の確認が必要となるが、留保を付した種について輸入管理の対象外とすると、輸出許可書の確認を担保する法的根拠が不明確となり、ワシントン条約違反に対する法執行の実効性を確保できないおそれがある。

また、フカヒレ及び抽出物の輸入時に、種の識別が適切になされているか疑義があるため、一部の種を除外することは、違法取引やロンダリングを助長するおそれがあり、望ましいとは言い難い。

2. ワシントン条約が推進する eCITES など国際取引手続きのデジタル化や、ESG 投資の拡大からサプライチェーンのコンプライアンスに関する情報が求められるなどビジネスが変化する中で、留保を付した種について輸入管理の対象外とする措置は、取引されている産品のトレーサビリティの確認を困難とし、企業活動に不利益が生じるおそれがある。

以上